

## 次期山梨大学長候補者の選考に関する実施細則

制定	平成20年	1月15日
改正	平成20年	6月19日
改正	平成20年	9月16日
改正	平成23年	1月27日
改正	平成23年	11月28日
改正	平成26年	8月8日

### (目的)

第1条 この細則は、次期山梨大学長候補者の選考に関する取扱要項（以下「要項」という。）第17条の規定に基づき、次期学長候補者の選考に関し、必要な事項を定める。

### (学長候補適任者の推薦の公示)

第2条 要項第8条における学長候補適任者の推薦の公示の内容は、当該推薦に係る推薦書、推薦理由書、被推薦者の経歴書及び被推薦者の所信表明書（以下、「推薦書等」という。）を提出することができる期間、提出場所、国立大学法人山梨大学学長候補者選考基準その他必要な事項を記載した別記様式第1号のとおりとし、甲府キャンパス及び医学部キャンパス（以下、「両キャンパス」という。）において公示する。

2 前項における推薦書等を提出することができる期間は、当該推薦の公示の日から概ね7日間とする。

### (推薦書等の提出場所)

第3条 学長候補適任者の推薦に係る推薦書等を提出する場所は、両キャンパスにそれぞれ設置する。

2 前項の場所ごとに管理責任者を置き、調査委員会委員をもって充てる。

### (学長候補適任者の推薦)

第4条 学長候補適任者の推薦において、要項第5条の職員が推薦を行う場合の推薦書（推薦代表者の連絡先等を明記）は別記様式第2号とし、選考会議委員が推薦を行う場合の推薦書（選考会議委員用）は、別記様式第3号とする。

2 前項の推薦書には、推薦者が自筆で氏名を署名する。

3 推薦理由書、被推薦者の経歴書及び被推薦者の所信表明書は、それぞれ別記様式第4号、第5-1から5-3号及び第6号とする。

4 調査委員会は、第2条第2項の期間に推薦書等の提出を受け付けるとともに、推薦書において推薦者の一人が複数の者を推薦していないことを確認し、一人が複数の者の推薦書にその氏名を記載したことが明らかになった場合は、その氏名を削除した後のものを提出された推薦書とみなす。

5 調査委員会は、前項により要項第5条に規定する推薦者20名以上の推薦であることの確認を終えた推薦書等を選考会議に提出する。

### (意向投票の公示)

第5条 意向投票の公示の内容は、学長候補適任者である意向投票の対象者及びその所信表明書等を別記様式第7-1号により、意向投票及びその不在者投票に係る日時、場所等を別記様式第7-2号により、両キャンパスにおいて公示する。

2 前項の意向投票は、その公示の日から概ね7日後となるように定める。

(有資格者名簿)

第6条 調査委員会は、意向投票に際して有資格者名簿を作成し、意向投票の公示の日から意向投票が終了する日まで両キャンパスにおいて閲覧に供する。

2 前項の有資格者名簿は、別記様式第8号のとおりとし、五十音順に作成する。

3 有資格者は、第1項の有資格者名簿に脱落又は誤記があると認められるときは、同項に定める閲覧期間内に調査委員会に異議を申し出ることができる。

(管理責任者)

第7条 両キャンパスに設置する意向投票の投票場所(以下「投票所」という。)に管理責任者を置き、調査委員会委員をもって充てる。

(投票所入場券の交付)

第8条 調査委員会は、前条の有資格者名簿に記載された者に対して、意向投票に係る別記様式第9号に定める投票所入場券を交付する。

(意向投票)

第9条 要項第6条第1項に定める有資格者は、前条の意向投票に係る投票所入場券を自ら投票所の受付に提出し、確認を受けた後、別記様式第10号の投票用紙を受け取り、投票を行う。

2 調査委員会は、前項による意向投票の結果を選考会議に書面で報告するとともに、選考会議長の確認を受けた後、第15条に定めるところにより公表する。

(不在者投票)

第10条 有資格者は、要項第14条に規定する不在者投票を行う場合は、投票日の前日(その日が休日に当たる場合は、同日前の最初の休日でない日)までに調査委員会に対し、不在者投票申立書により不在者投票を行う旨を申し立てるものとする。

2 調査委員会は、前項の申し立てに相当の理由があると認められる場合は、不在者投票を許可し、投票用紙及び不在者投票用封筒を交付するものとする。

3 不在者投票のできる期間は、投票日の6日前から意向投票の前日(休日を除く。)とする。

4 第2項の規定により不在者投票を許可された有資格者は、不在者投票所内の所定の場所で記載し、投票用紙を不在者投票用内封筒に封入し、さらに不在者投票用外封筒に封入し、記名の上、自ら不在者投票箱に投入するものとする。

5 前項の投票は、開票時まで調査委員会の管理の下に保管されるものとする。

6 不在者投票申立書、不在者投票用内封筒及び不在者投票用外封筒は、それぞれ別記様式第11号、第12号及び第13号のとおりとする。

(意向投票の立会人)

第11条 意向投票及び開票を行う場合には、立会人を置くものとする。

2 立会人は、各投票所毎に投票立会人2人、及び開票立会人2人とし、調査委員会が委嘱する。

(開票)

第12条 投票所管理責任者は、投票締切後、投票箱を密封し、投票受付名簿及び残余の投票用紙とともに、調査委員会に引き継ぐものとする。

2 調査委員会は、不在者投票分を加えて直ちに開票する。

(投票の効力)

第13条 投票は、次の場合は無効とする。ただし、氏名を誤記したもの、又は氏のみを記載したものについては、特定の者を指示していることが明らかであると調査委員会が認めた場合に限り有効とみなす。

(1) 1人を超えて記載したもの。

(2) 所定の用紙を用いていないもの。

(3) 氏名が明らかでないもの。

(意向投票の報告)

第14条 調査委員会は、意向投票が終了したときは、意向投票の結果に関する報告書を作成し、有資格者名簿を添えて選考会議に報告する。なお、意向投票の結果については、選考会議議長の確認を受けた後、意向投票の結果については、別記様式第14号により、両キャンパスにおいて公表する。

(学長候補者の公示)

第15条 選考会議は、選考結果を別記様式第15号により公示する。

(ホームページの開設)

第16条 調査委員会は、意向投票期間中、意向投票に関するホームページを開設し、本要項に基づく公示内容等、別記様式第5-1から5-3号及び別記様式第6号を掲載する。なお、別記様式第5-1から5-3号及び別記様式第6号については、原則として提出された様式を原文のまま掲載するものとする。

(庶務)

第17条 調査委員会の庶務は、総務部人事課において処理し、調査委員会での決議事項を選考会議に報告するものとする。

(細則の解釈)

第18条 この細則の解釈について疑義が生じた場合は、選考会議が決定する。ただし、意向投票の実施に関しては、調査委員会が決定する。

(細則の改正)

第19条 この細則を改正する場合は、選考会議の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年6月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年9月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年1月27日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年11月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年8月8日から施行する。